

平成 25 年度第 10 回（127 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 26 年 4 月 22 日（火）午後 2 時 30 分から

場 所：生涯学習センター講座室 1

出席者：野島和季子、河原守、菊池義昭、小川弥栄子、菊谷隆、吉岡袈裟喜、
山本強、鬼澤義信、星野芙美子、鈴木紀子、林光夫、真田美那子、車
崎祥子、齊藤しのぶ

事務局（企画課長、市民協働係長、企画課主任）

欠席者：原田輝雄、長谷部勝也、柴田正子、石津和幸、法性由紀枝、竹森菜摘

<配布資料>

- 1 平成 25 年度第 10 回（第 127 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 平成 25 年度第 9 回（第 126 回）清瀬市まちづくり委員会議事要旨
- 3 まちづくりフォーラムチラシ
- 4 提言「清瀬の観光について 清瀬駅前に清瀬市魅力情報発信基地を設置すること及び一覧情報誌の発行」（案）
- 5 提案「清瀬市警察署の設立」回答（案）
- 6 提案「緑のルール制定」資料
- 7 提案「ペットボトル回収の機械化導入」資料

1 開会

2 前回の確認

委員長：前回の議事要旨について、この内容で良いか。

<委員了承>

3 提案審議

委員長：フォーラムについては日程 5 月 25 日（日）、時間は午後 2 時でよいか。

<委員了承>

委員長：提言であるが、今回の本会議前に小委員会で検討を重ねた。配布資料

(提言書)の中で文言など訂正箇所があるが、大きな訂正はない。提言については市が一本化した窓口で担当し、観光ガイドボランティアを養成することや、魅力のある清瀬をガイドすることにより外に「見える清瀬」をアピールする。また駅前に観光案内所を設置し、清瀬市の情報が一覧出来る情報誌の作成を検討してもらおう。フォーラムについて確認することはなにか。

事務局：フォーラム当日の司会や発表者を決めてもらいたい。

<協議の結果、担当が決まった。>

委員長：フォーラム後に今年で任期が切れる委員もいるので、交流会を行いたい。会場の管理の関係でフォーラム開始時間を1時間早めて、午後1時からの開催に変更したい。

<委員了承>

次に提案「清瀬市警察署の設立」の回答を読み上げる。

<回答案読み上げ>

委員：清瀬は犯罪数が少ないとのことだが、犯罪数が最も少ないのはどこか。

事務局：狛江市である。

委員長：人口比率によっても変わってくるが、清瀬管内は犯罪の少なさと、人口の横ばい状態が続いているのが清瀬市に警察署を設立することが難しい理由である。回答についてはこの文面で回答としたい。次に提案「ペットボトル回収の機械化導入」に資料についての説明を事務局よりお願いしたい。

事務局：清瀬市では市内に402箇所のペットボトル置き場を設置し、回収に係る委託費用は年間18,144,000円となっている。回収後は柳泉園組合に持っていく。柳泉園では受け入れたペットボトルを圧縮し、リサイクルとして資源を販売し、運営費に回している。

委員：提案者はこのシステムが理解されていないと思うので、この流れを理解してもらえば良いと思う。

委員：スーパーはペットボトル回収箱を設置する義務がある。

委員：今は資源ゴミのリサイクルシステムを理解していると思う。

委員長：柳泉園に支払っている金額を考えると、ペットボトル回収機の設置が果たして効果的であるかわからないがどう思うか。

委員：回答でも良いのではないか。

委員：ペットボトルキャップの回収は行っているのか。

委員：現在は手間や費用がかかるので行っていない。

委員：ゴミ置き場のペットボトルキャップは回収しているのか。

委員：ペットボトルを回収している際に、キャップとボトルをわけるためであると思う。

委員：この提案はゴミ回収業務の見直しと市民への啓発活動を働きかける提案であると思う。

委員：市民はゴミに対しての意識は低いと思う。

委員：回収場所は地域の人から近い場所にあると思う。ペットボトル回収機を導入すると設置数が限られるため、かえってサービスの低下につながると思う。

委員長：ペットボトル回収の量はどれくらいか。

事務局：清瀬市では重さとして年間 240 トン回収しており、柳泉園全体では 1,240 トンとなっている。

委員：これらの回収量をペットボトル回収機でまかなえるとは思えない。

委員長：意見をまとめて回答を出したい。提案「緑のルール制定」の資料をもとに検討していきたい。平成16年の提言で自然保護レンジャーの制定や将来的に水と緑に関する条例を制定することが挙げられた。今回の提案の主旨について検討していきたい。

委員：緑を残す意見は出ているが、個人財産である木は難しいのではないか。

委員：自然を守る会は個人の敷地にある貴重な樹木を保存樹林にしようと活動している。市より保存樹林に認定されると維持管理のための補助金がおおりる。保存樹林に認定された後、区域内の樹木については地権者に維持管理が委ねられるので、管理が行きとどかない問題がある。

委員：緑のルール制定については広義な解釈のため、難しい事案であると思う。

委員：緑のルールは植物を守るかのルールで、規制を掛けることではないと思う。個人個人のマナーの問題であるので、自然を守るルールを作ればマナーも自ずと改善していくのではないか。

委員長：まとめるとルールを作るよりは「みどりの条例」が定まっているのでルールで縛る必要はないとする回答を作ってくる。

次回5月13日、生涯学習センター講座室1にて14時より行う。